

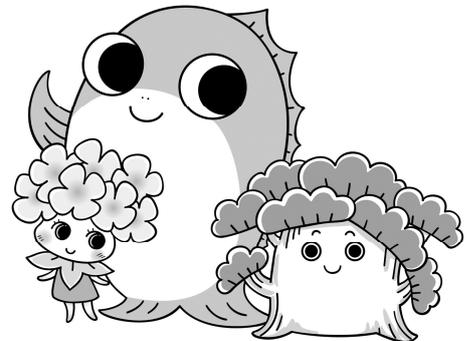
軽自動車税（種別割）のしおり

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の登録名義人である所有者に課税されます。納税通知書に、車種・標識番号が表示してありますのでご確認ください。

（※4月2日以降に廃車手続きをした場合、令和7年度は課税となります。）

《原動機付自転車および二輪車等》

車種区分		税率(年額)
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	2,000円
	総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kW以下	2,000円
	総排気量125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下又は 定格出力0.8kW以下	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下又は 定格出力1.0kW以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の軽自動車(250cc超)		6,000円



《三輪および四輪以上の軽自動車》

車種区分			税率(年額)		
			平成27年3月31日 以前の登録車両	平成27年4月1日 以降の登録車両	新規登録後13年 を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

《軽自動車税の軽課（グリーン化特例）》

令和3年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものは、購入の翌年度の軽自動車税に適用。【適用延長】

車種区分			税率(年額)		
			(A)	(B)	(C)
三輪			1,000円	(営業用のみ)2,000円	(営業用のみ)3,000円
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	適用なし	適用なし
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

グリーン化特例の基準					
(A)	電気自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合、または平成21年排出ガス10%低減)				
(B)	乗用	平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)	+	令和12年度燃費基準+90%達成車	
	貨物用	または、平成30年排出ガス基準50%低減達成	+	令和2年度燃費基準	
(C)	乗用	平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)	+	令和12年度燃費基準+70%達成車	
	貨物用	または、平成30年排出ガス基準50%低減達成	+	令和2年度燃費基準	

◎ 次のような方は必ず手続きをしてください

- ・住所（定置場）が変わった方
- ・車両を譲渡した方
- ・所有者が死亡している場合（名義変更）

《車種別取扱い窓口》

	車種	取扱窓口	手続きに必要なもの
ナンバー 鴨川市	・原付バイク(125cc以下) ・ミニカー ・小型特殊(農耕用・その他)	鴨川市役所 総務部税務課 市民税係 天津小湊支所 吉尾・江見・小湊各出張所	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出人の本人確認書類
ナンバー 袖ヶ浦	・軽自動車	袖ヶ浦軽自動車検査協会 TEL 050(3816)3116	各取扱窓口へ お問い合わせください
	・軽二輪・小型二輪車 (125ccを超えるバイク)	袖ヶ浦自動車検査登録事務所 TEL 050(5540)2025	

※ナンバープレートを紛失している方は、あらかじめ取扱窓口にて手続き方法をお問い合わせください。

《所有者が転出先で使用している場合》

鴨川市ナンバー	袖ヶ浦ナンバー
<p>※転出先の市区町村へ次のものを持参し、新しいナンバープレートの交付を受けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鴨川市のナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類 <p>※なお、取扱いしていない市区町村もありますので、転出先の役所(役場)にお問い合わせください。</p>	<p>※各取扱窓口へお問い合わせください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦軽自動車検査協会 ・袖ヶ浦自動車検査登録事務所

- ・盗難にあった場合は、警察へ届出をし、各取扱窓口へご連絡ください。
- ・身体障害者等が所有（生計を一にする者を含む）する軽自動車等（原付を含む）は、軽自動車税が減免になる場合があります。
新規に申請される方で、申請書等が必要な場合は下記お問い合わせ先へご連絡ください。天津小湊支所・出張所では新規の減免申請は受付できません。

申請期限は、令和7年5月26日（月）です。

- ・減免を受ける方は、福祉タクシー利用券の申請をすることができません。

(お問い合わせ先) 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地
鴨川市役所 企画総務部税務課 市民税係
TEL 04 (7093) 7832 (内線 156・157・158)